

## 銚子市町内会コミュニティ活動事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域社会の維持及び発展のため自主的かつ持続的な活動を行う町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された団体（以下単に「町内会」という。）が行うコミュニティ活動として実施する事業に要する経費について予算の範囲内で交付する銚子市町内会コミュニティ活動事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、銚子市補助金等交付規則（昭和33年銚子市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の交付等)

第2条 市長は、町内会が行うコミュニティ活動として実施する事業に要する経費について補助金を交付する。ただし、同一年度において、補助金の交付の対象となるコミュニティ活動として実施する事業（補助対象事業）に対し、本市の他の制度による助成等が実施されている場合（銚子市町内会活動費等交付金交付要綱（平成26年銚子市告示第53号）第3条第1号に規定する町内会活動費交付金を除く。）は、この限りでない。

- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとする。
- 3 同一年度内における補助金の交付は、1町内会につき1回とする。この場合において、複数の町内会をもって構成する組織体が補助金の申請をする場合は、当該組織体を構成する町内会それぞれに対し、補助金を交付したものとみなす。

### (交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする町内会は、銚子市町内会コミュニティ活動事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 規約その他の当該団体の設立目的等を明らかにする書類

(2) 補助対象事業に係る収支予算書（別記様式第2号）

(3) 団体の構成員の名簿

(4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、銚子市町内会コミュニティ活動事業費補助金交付決定（却下）通知書（別記様式第3号）により、申請した町内会に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第5条 前条の規定により交付決定を受けた町内会（以下「受給町内会」という。）

は、補助対象事業の内容の変更をしようとするときは、銚子市町内会コミュニティ活動事業内容変更承認申請書（別記様式第4号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 変更の内容を明らかにする書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、銚子市町内会コミュニティ活動事業内容変更承認（却下）通知書（別記様式第5号）により、申請した受給町内会に通知するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付決定額を変更するものとする。

3 受給町内会は、補助対象事業の実施を中止したときは、銚子市町内会コミュニティ活動事業中止届出書（別記様式第6号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第6条 補助金は、受給町内会が補助対象事業を完了した後において交付する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、交付決定額（前条第2項後段の規定によ

り交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額)の範囲内において、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

- 2 受給町内会は、前項ただし書の規定により補助金の全部又は一部の概算払を受けようとするときは、銚子市町内会コミュニティ活動事業費補助金概算払請求書(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 受給町内会は、補助対象事業が完了したときは、当該完了した日から起算して30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、銚子市町内会コミュニティ活動事業費補助金実績報告書(別記様式第8号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象事業の成果、実績等を明らかにする書類
- (2) 補助対象事業に係る収支決算書(別記様式第9号)
- (3) 補助対象事業に要した経費の支払を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、銚子市町内会コミュニティ活動事業費補助金額確定通知書(別記様式第10号)により、受給町内会に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた受給町内会は、補助金の交付を請求しようとするときは、銚子市町内会コミュニティ活動事業費補助金交付請求書(別記様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、第5条第3項の規定による届出があったとき、又は受給町内会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又

は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金を目的外に使用したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

2 市長は、第6条第1項ただし書の規定により補助金の全部又は一部の概算払をした場合において、第5条第2項後段の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は交付決定額を変更したとき（交付決定額を減額する場合に限る。）は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条第2項関係）

補助対象経費	補助金の額	補助限度額
実践的なコミュニティ活動 事業に要する資器材、消耗 品等の購入費又は借上料	補助対象経費の2分の1に相 当する額	100,000円
広報誌、ちらし、会報、調 査報告書、パンフレット等 の印刷製本費		
講演会、学習会等における 講師謝礼、会場使用料、器 材等の借上料等		
その他補助することが適当 と認められる経費		

備考

- 1 次の各号のいずれかに該当すると認められる事業に要する経費については、補助対象経費としない。
  - (1) 営利を目的とするもの
  - (2) 政治的目的を有するもの
  - (3) 宗教的目的を有するもの
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。